

令和 7 年度 第 3 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 5 日（水）			
開 催 場 所	役場 2 階 第 1 会議室			
開 催 日 時	令和 7 年 6 月 2 5 日 午後 時 分 開 会			
	令和 7 年 6 月 2 5 日 午後 時 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議事録署名委員	3 番	宮嶋 扶喜子	4 番	喜屋武 和徳

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 （ 開 会 ）	今帰仁村農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、ただ今から令和 7 年度 第 3 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 8 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第 1）	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美（たから ことみ）さん、議事録署名委員には、3 番 宮嶋 扶喜子（みやじま ふきこ）委員、4 番 喜屋武 和徳（きやん かずのり）委員を指名します。
議 長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告 3 農業用施設届出書の報告について 報告 4 令和 7 年度利用状況調査 (8.1 調査) について 以上です。
議 長 （日程第 4）	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 1 3 号 非農地証明願いについて 議案第 1 4 号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 1 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 1 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 1 2 号から第 1 6 号までですが、そのうち 現地資料確認を必要とするものが 2 8 件ございます。現地資料確認を

	行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 2 時 0 5 分 再開 午後 2 時 3 6 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページ、2 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、3 ページから 1 2 ページにあります【別添】「3 条調査書」を踏まえ、農地法第 3 条の規定による許可について可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については、2 5 0 日以上従事する新規就農者で、令和 7 年 6 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。

		(質疑なし)
議	長	続きまして、議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号９番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号９番については、２００日以上従事する新規就農者で、令和７年６月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	続きまして、議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１０番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１０番については、１５０日以上従事する新規就農者で、令和７年６月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第１３号「非農地証明願いについて」を議題としま

	す。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第13号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 13 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なし)
議長	議案第13号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。 (異議なし)
議長	議案第13号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番を議題とします。こちらは議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番との同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番についてを説明いたします。お手元の議案書14ページと17ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、農地転用事業計画変更承認申請及び農地法5条の規定による許可申請の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。

		以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について令和7年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について、は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から4番を議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から4番についてを説明いたします。 お手元の議案書14ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請につ

		いて」整理番号２番から４番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２番から４番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２番から４番について、令和７年６月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２番から４番について、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号２番から４番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番を議題とします。こちらは議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号５番との同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番及び議案第１６号「農地法第５条の規定による

		許可申請について」整理番号５番について説明いたします。 お手元の議案書１４ページと１６ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番及び議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号５番の内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番及び議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号５番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番及び議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号５番について、令和７年６月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委	員	５１１㎡の土地に対し２５㎡の住宅建築は、土地の有効利用といえるか。これを認めると、１００㎡の家を建てるために２０００㎡の転用もＯＫとなるのでは。 また現に申請地を通行している人の通行権がある。通行人の同意がない状態で転用を認めた場合、トラブルになるのは目に見えている。以前にも同様の案件があった。
議	長	議案第１４号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号５番及び議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」

	て」整理番号5番については、多数決としたいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。
	賛成 (0) 人 ・ 反対 (8) 人
議 長	議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号5番及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番は、反対多数により否決いたします。 続きまして、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。 お手元の議案書15ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について令和7年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。

		(質疑なし)
議	長	議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について説明いたします。 お手元の議案書 15 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について令和 7 年 6 月 17 日に申請者と面接を行いました。 申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)

議 長	議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の議案書 16 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 7 年 6 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)

議	長	議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。 お手元の議案書16ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について令和7年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理

		番号２番について異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について説明いたします。 お手元の議案書１６ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について令和７年６月１７日に申請者と面接を行いました。 申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	議案第 1 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 1 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 1 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について説明いたします。 お手元の議案書 1 6 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について内容を説明) 事務局といたしましては、、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について令和 7 年 4 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 1 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について説明いたします。 お手元の議案書１７ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について令和７年６月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番について異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 7 番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 7 番について説明いたします。 お手元の議案書 17 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 7 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 7 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 7 番について令和 7 年 6 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	抵当権がついているが、抵当権を抹消してから転用ではないか？
事 務 局	抵当権を抹消しないと転用申請できないという規定はないが、買い手には抵当権がついていることを説明しリスクは理解してもらっている。
議 長	議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 7 番について異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については異議なしと認め、可決決定いたします。
-----	---

[illegible]

